

可児市議会委員会条例の一部を改正する条例

可児市議会委員会条例（昭和58年可児市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管を次のとおりとする。</p>			<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管を次のとおりとする。</p>		
常任委員会の名称	(略)	所管事項	常任委員会の名称	(略)	所管事項
(略)			(略)		
総務企画委員会	(略)	市長公室、企画部、総務部、観光経済部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項（予算決算委員会に属する事項を除く。）	総務企画委員会	(略)	市長公室、企画部、総務部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項（予算決算委員会に属する事項を除く。）
建設市民委員会	(略)	市民部、建設部及び水道部の所管に属する事項(予算決算委員会に属する事項を除く。)	建設市民委員会	(略)	観光経済部、市民部、建設部、水道部及び農業委員会の所管に属する事項(予算決算委員会に属する事項を除く。)
(略)			(略)		
2及び3 (略)			2及び3 (略)		

附 則

この条例は、現に在任する常任委員の任期満了による改選の日から施行する。